

事業系ごみについて

1 事業系ごみとは

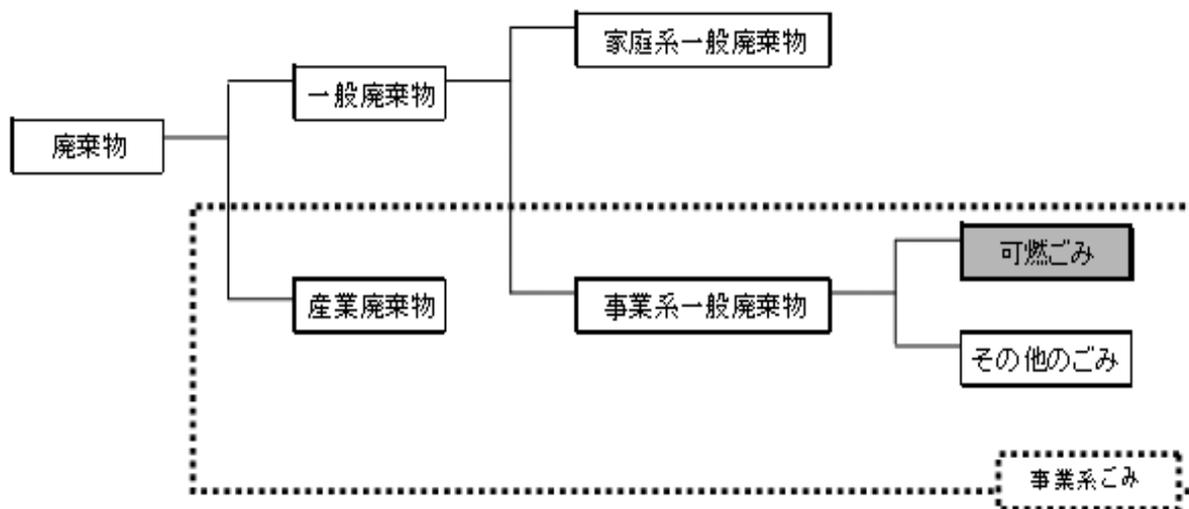
事業系ごみとは、事業活動に伴って生じる廃棄物をいい、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。

このうち、産業廃棄物は、法令で定められた 20 種類の廃棄物を指し、それ以外の廃棄物は、すべて事業系一般廃棄物となります。

産業廃棄物、事業系一般廃棄物のいずれも、事業者が専門の許可業者に委託し処理することとされており、市は収集しません。

ただし、事業系一般廃棄物のうち可燃ごみは、事業者がクリーンセンターに持ち込むことができます。

つまり、市が排出量を把握できる事業系ごみとは、クリーンセンターに持ち込まれた事業系の可燃ごみをいいます。



2 排出指導マニュアルの概要

市は、本市で事業活動を行う事業所に対し、「事業者の皆様へ（事業系ごみの減量と適正処理のお願い）」という指導マニュアルを配布しています。

マニュアルでは、事業活動で生じた廃棄物が、どのような廃棄物の区分に該当し、区分に応じて、どのように処理したらよいかを示しています。

3 事業系ごみの推移

本市の事業系ごみは、平成12年度をピークに減少傾向にありますが、平成23～25年度にかけて、前年度を上回る排出量となっています。総ごみ排出量との割合で見ると、平成24、25年度と総ごみ排出量が増加していることから、総ごみ排出量に占める割合は、約15～16%で推移しています。

	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
総ごみ排出量	56,889	57,413	57,427	57,294	56,382	53,280	52,119	52,862	51,957
事業系ごみ	7,741	9,666	8,972	8,877	8,729	7,902	7,960	8,484	8,432
事業系ごみの割合	14%	17%	16%	15%	15%	15%	15%	16%	16%

